

寒川町都市公園等に出店する移動販売車等の登録手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒川町都市公園条例(昭和54年寒川町条例第13号。以下「条例」という。)に規定する都市公園(さむかわ中央公園、川とのふれあい公園、一之宮公園及び寒川駅前公園に限る。以下同じ。)において条例第3条第1項及び寒川町都市公園条例施行規則(平成9年寒川町規則第18号。以下「規則」という。)

第2条に基づく許可の申請に当たって、当該申請手続を簡素化するために行う登録制度について必要な事項を定めるものとする。

(登録等)

第2条 登録は、都市公園において移動販売車等(主に飲食物の販売を目的とした車両及びテント等をいう。以下同じ。)を出店するために条例第3条の許可を受けようとする者であって、次の各号のいずれにも該当するものについて、行うことができる。

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可を有している者であること。
- (2) 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有している者であること。
- (3) 生産物賠償責任保険(PL保険等)に加入している者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する者は、登録することができない。

- (1) 破産者であって、復権していない者
- (2) 銀行取引停止処分を受けている者
- (3) 懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- (4) 申込業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
- (5) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- (6) 国税、地方税等の税金を滞納している者

- (7) 寒川町暴力団排除条例（平成 23 年寒川町条例第 11 号）第 2 条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 5 号に該当するもの又はそれらのものと密接な関係を有すると認められる者

3 登録の期間は、当該登録を行った日から 1 年間とする。

（登録の申請）

第 3 条 登録を行おうとする者は、寒川町移動販売車等登録申請書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 営業許可書の写し
- (2) 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し
- (3) 生産物賠償責任保険等の証明書の写し
- (4) 移動販売車等として使用する車両の車検証の写し
- (5) 事業概要書（会社案内等）
- (6) 移動販売車等として使用する車両の写真
- (7) 誓約書兼同意書（第 2 号様式）
- (8) その他町長が必要と認める書類

（登録の通知）

第 4 条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その内容が適当であると認めたときは、寒川町移動販売車等登録通知書（第 3 号様式。以下「登録通知」という。）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（登録事項の変更等）

第 5 条 前条の規定により登録の通知を受けた者は、当該登録の内容に変更があったとき又はその登録を抹消しようとするときは、寒川町移動販売車等登録変更・抹消届（第 4 号様式）により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項に規定する届出があったときは、当該届出をした者に係る登録の内

容の変更を行い、又はその登録を抹消するものとする。

(公園の行為許可等)

第6条 登録を行った者は、規則第2条の行為の許可申請の手続を行うときは、規則第2条第2項第5号の書類として当該登録に係る登録通知を提示するものとする。

2 使用料は、条例に定める額とする。

3 都市公園において移動販売車等を出店することができる場所及び数は、町長があらかじめ定めた場所及び数に限る。

3 登録を行った者が都市公園において移動販売車等を出店するときは、登録通知を見やすい場所に掲示しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。